

広島県告示第一号

令和元年広島県告示第四百九号（令和元年度地籍調査事業計画）の一部を次のように改正する。

令和二年一月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
一 地籍調査本体事業				一 地籍調査本体事業			
調査を行う者の名称	調査地域			調査を行う者の名称	調査地域		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
廿日市市	津田字松ヶ峠の一部ほか、津田字沖横矢の一部ほか			廿日市市	津田字松ヶ峠の一部ほか		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二 （略）				二 （略）			
				三 官民境界等先行調査			
				調査を行う者の名称	官民境界等先行調査を行う地域	調査期間	
				海田町	堀川町地内外	交付決定の日より 令和二年三月三十一日	